

○嘉手納町高齢者外出支援事業実施規則

平成21年11月10日

規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対して、嘉手納町高齢者外出支援事業(以下「事業」という。)を実施することにより、当該高齢者が地域の中で引き続き生活していくことを支援し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体及び事業の委託)

第2条 事業の実施主体は、嘉手納町とする。ただし、事業の対象者及び利用する事業の内容の決定を除き、事業の運営の一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、居宅介護支援事業所又は道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業所(リフト付車両、ストレッチャー装着車両等(以下「移送用車両」という。)を扱う者に限る。)(以下「実施機関」という。)に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 嘉手納町内に居住する、満65歳以上の者又は、65歳未満の者であって介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要支援認定若しくは要介護認定を受けている者。
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本町の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく道府県民税及び市町村民税が非課税の世帯に属する者
- (4) 別表1において定めるランクA、B若しくはCと診断された者又は別表2において定めるランクⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ若しくはMと診断された者
- (5) 介護者の介助がなければ、一般の交通機関を利用することが困難な者

(事業の内容)

第4条 事業で行う外出支援は、移送用車両による対象者の居宅から次に掲げる目的地までの送迎(乗降時の介助を含む。以下同じ。)のサービスとする。

- (1) 通院加療又は検査目的の医療機関
- (2) 町内の公共施設

2 事業の利用回数は、1週間当たりおおむね1回を限度とする。

(移送範囲)

第5条 この事業により送迎が可能な地域は、嘉手納町全域及び嘉手納町に隣接する市町村全域とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用登録の申請)

第6条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、高齢者外出支援事業利用登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町長が必要でないと認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 診断書(様式第2号)
- (2) 確約書(様式第3号)
- (3) 住民票謄本
- (4) 世帯全員分の市町村民税が非課税であることがわかる証明書

(利用登録の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、高齢者外出支援事業利用対象者調査票(様式第4号)に基づき、事業の必要性を審査し、速やかに事業の利用登録の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により登録の可否を決定したときは、高齢者外出支援事業利用登録(決定・却下)通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するとともに、事業の利用登録の決定をしたときは、高齢者外出支援事業利用(登録・変更・停止・廃止)依頼書(様式第6号)により実施機関に事業の利用登録を依頼するものとする。

(登録内容の変更)

第8条 前条の規定により利用登録の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、登録内容に変更が生じたときは、高齢者外出支援事業利用(変更・停止・廃止)届出書(様式第7号)により町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、変更内容を審査し、事業内容等の変更の必要性を認めた場合には、高齢者外出支援事業利用(変更・停止・廃止)決定通知書(様式第8号)により当該届出者に通知するとともに、高齢者外出支援事業利用(登録・変更・停止・廃止)依頼書により実施機関に登録内容の変更を依頼するものとする。

(事業利用の停止等)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、事業利用を停止し、又は廃止することができる。

- (1) 転出したとき。
- (2) 福祉施設等に入所したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 申出により辞退したとき。
- (5) 3月以上の長期入院となったとき。

- (6) 移送用車両以外の利用が可能となったとき。
 - (7) 虚偽の申請その他の不正な手段により当該事業を受けたと認められるとき。
 - (8) 第3条における対象者でないと認められたとき。
 - (9) その他この規則に定める規定に違反が認められたとき。
- 2 町長は、前項の規定により事業利用を停止し、又は廃止したときは、高齢者外出支援事業利用(登録・変更・停廃止)依頼書により実施機関に事業利用の停止又は廃止を依頼するものとする。

(事業利用の更新)

第10条 利用者は、事業利用の更新のため、毎年6月に第6条第1号、第3号及び第4号の書類を提出しなければならない。ただし、町長が必要でないと認める場合は、提出書類の一部又は全部を省略することができる。

(利用時の事故)

第11条 事業の利用中又は利用後に生じた実施機関の責めに帰さない利用者の症状の急変等については、利用者がその一切の責任を負うものとする。この場合において、利用者と共に乗車した者(以下「同乗者」という。)についても同様とする。

(実施機関の遵守事項)

第12条 実施機関は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) この事業を円滑に実施するため、必要な職員の配置を行うこと。
- (2) 道路運送法その他の関係法規を遵守し、利用者及び同乗者の安全を図ること。
- (3) 事業を行うに当たり利用者の人格を尊重し、利用者の身上及び世帯に関して知り得た秘密を守ること。
- (4) 移送用車両の点検整備に細心の注意を払うとともに、当該車両に適切な保険を掛けること。

(利用者及び介護者の遵守事項)

第13条 移送用車両の利用者及びその介護者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者が体調の変化その他の理由で利用しようとする日時に利用できなくなったときは、速やかにその旨を実施機関に届け出ること。
- (2) 介護者は、利用者の身体状況に応じ介助が必要な場合は乗車すること。

(一部負担金)

第14条 利用者は、送迎に掛かった費用の10分の1に相当する額(以下「一部負担金」という。)を実施機関に支払わなければならない。この場合において、移送用車両の利用に係る駐車料金等の経費は、利用者の負担とする。

(報告及び費用の請求)

第15条 実施機関は、この事業を実施した場合において、事業に要した費用から一部負担金を控除した額を町長に請求しなければならない。

2 実施機関は、実施月の事業実施状況を高齢者外出支援事業業務報告書(様式第9号)に高齢者外出支援事業実施記録簿(様式第10号)を添えて翌月の10日までに、実施年度の実績報告を翌年度の4月10日までに町長にそれぞれ報告しなければならない。

(台帳の整備)

第16条 町長は、この事業を円滑に実施するため、高齢者外出支援事業登録等処理台帳(様式第11号)を整備するものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成21年11月24日から施行する。

附則(平成24年規則第16号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附則(平成25年規則第32号)

この規則は、平成25年7月25日から施行する。

別表1(第3条関係)

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準

生活自立	ランクJ	<p>何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通機関等を利用して外出する。 2 隣近所へなら外出する。
準寝たきり	ランクA	<p>屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり	ランクB	<p>屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車いすに移乗し、食事及び排泄はベッドから離れて行う。 2 介助により車いすに移乗する。
	ランクC	<p>1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事及び着替えにおいて介助を要する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自力で寝返りをうつ。 2 自力では寝返りもうたない。

別表2(第3条関係)

認知症高齢者の日常生活自立度(認知症度)判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例	判断にあたっての留意事項及び提供されるサービスの例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。 具体的なサービスの例としては、家族等への指導を含む訪問指導や健康相談がある。また、本人の友人づくり、生きがいがづくり等心身の活動の機会づくりにも留意する。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、訪問指導を実施したり、日中の在宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。 具体的なサービスの例としては、訪問指導による療養方法等の指導、訪問リハビリテーション、デイケア等を利用したリハビリテーション、毎日通所型をはじめとしたデイサービスや日常生活支援のためのホームヘルプサービス等がある。
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまででできたことにミスが目立つ等	
IIb	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等	
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来たすような行動や意思疎通の困難さがランクIIより重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目を離せない状態ではない。
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、訪問指導や、夜間の利用も含めた在宅サービスを利用しこれらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。 具体的なサービスの例としては、訪問指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、ホームヘルプサービス、デイケア・デイサービス、症状・行動が出現する時間帯を考慮したナイトケア等を含むショートステイ等の在宅サービスがあり、これらを組み合わせる利用する。
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ	
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランクIIIと同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により在宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等	ランクI～IVと判定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。